

令和6年2月通常会議

議案第22号

大津市手数料条例の一部を改正する 条例の制定について

令和6年3月11日

都市計画部 建築指導課

1. 改正の背景

- 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（改正法）

改正法の概要

令和4年6月17日公布

法の目的

建築物のエネルギー消費性能の一層の向上等を図ることにより、脱炭素社会の実現に資すること（2050年カーボンニュートラルの実現）

改正対象法令

- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ・ 建築基準法 等

➡ 2025年までに、改正の対象となる法律の段階的な施行と関係省令等の改正が予定されており、今回は2年目施行として大津市手数料条例の関連する箇所について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

● 令和6年4月までの改正法の施行及び関係省令等の改正について

省エネ法関係

令和6年4月1日施行

法令等の名称

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

法令等の改正概要

法令の題名を変更

条例の改正概要

法令の題名変更に伴い、必要な規定の整理を行う

条例の施行日

令和6年4月1日から施行

建築基準法関係

令和6年4月1日施行

法令等の名称

建築基準法

法令等の改正概要

大規模の修繕や模様替えに対する基準を緩和する認定制度の創設

条例の改正概要

新たな認定制度の創設に係る手数料を設定および条文の整理

条例の施行日

令和6年4月1日から施行

3. 省エネ法関係の改正概要

【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名変更】

法令改正内容

法律の目的に再生可能エネルギー利用設備（太陽光発電設備等）設置の促進を図ることが追加されるため、法律の題名が変更される（「性能の向上」の後ろに「**等**」を追加）

【法律および省令の題名変更一覧】

法律名	変更前	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
	変更後	建築物のエネルギー消費性能の向上 等 に関する法律
省令名	変更前	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
	変更後	建築物のエネルギー消費性能の向上 等 に関する法律施行規則

条例改正内容

- ・別表（第2条関係）第18項、第59項、第60項の**法令の題名を改正する**
- ・その他、項ずれによる整理を行う

➡ **※手数料は変更なし**

4. 建築基準法関係の改正概要

【建築基準法第86条の7 一定範囲内の増築等において一部適用しない規定・範囲の追加】

目的

既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限を一部緩和

法令改正内容

新設

条 項	規定の概要	内容
第137条の12第6項	接道義務の一部緩和	用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替は接道義務の適用を受けない。
第137条の12第7項	道路内建築制限の一部緩和	当該建築物の形態の変更（他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替は道路内建築制限の適用を受けない。

「市街地環境への影響が増大しない」と大津市長が認める大規模の修繕・大規模の模様替を行う場合は、道路に関する一部の規定を適用しない。

効果

道路に関する規定の制限を受けずに、省エネ改修工事が可能となる。

条例改正内容

- ・別表（第2条関係）第18項59号に新たな手数料を**新設**
➔建築基準法施行令第137条の12第6項または第7項の認定審査手数料 **27,000円**

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>別表(第2条関係)</p> <p>1～<u>1.8</u> 省略</p> <p><u>1.9</u> 建築物の確認等</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 第7号に規定する建築物以外の建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号)第12条第8項(同法第25条第1項若しくは第35条第8項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。))又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第13条第9項の規定に基づく建築基準法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物(以下この項において「特定建築行為等に係る建築物」という。)以外の建築物である場合</p> <p>表 省略</p> <p>備考 省略</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>1～<u>1.7</u> 省略</p> <p><u>1.8</u> 建築物の確認等</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 第7号に規定する建築物以外の建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成27年法律第53号)第12条第8項(同法第25条第1項若しくは第35条第8項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。))又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第13条第9項の規定に基づく建築基準法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物(以下この項において「特定建築行為等に係る建築物」という。)以外の建築物である場合</p> <p>表 省略</p> <p>備考 省略</p>

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>イ 特定建築行為等に係る建築物である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の表の左欄に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める金額(建築物エネルギー消費性能適合性判定(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この項及び第61項において同じ。))が必要な建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した額とする。)を合算した金額</p> <p>表 省略</p> <p>備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定し、建築物を増築又は改築する場合において当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分(建築物の増築又は改築をする部分以外の部分をいう。第61項第1号及び第7号において同じ。)があるときにあつては当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。</p>	<p>イ 特定建築行為等に係る建築物である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の表の左欄に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める金額(建築物エネルギー消費性能適合性判定(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この項及び第60項において同じ。))が必要な建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した額とする。)を合算した金額</p> <p>表 省略</p> <p>備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定し、建築物を増築又は改築する場合において当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分(建築物の増築又は改築をする部分以外の部分をいう。第60項第1号及び第7号において同じ。)があるときにあつては当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。</p>

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(5)～(58) 省略</p> <p>(新設)</p> <p><u>(59)</u> 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく移転の認定申請に対する審査1件につき27,000円</p> <p><u>(60)</u> 建築基準法第6条第1項の規定による確認に係る台帳の写し(電磁的記録で保存されている台帳を紙に出力したものを含む。)又は台帳に記載した事項に関する証明書の交付1件につき500円。ただし、日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙又はカラーで交付する場合にあっては、この額に用紙代及び印刷代の実費を勘案して市長が定める額を加算した額とする。</p> <p><u>(61)</u> 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に関する書類の写し(電磁的記録で保存されている道路位置指定に関する書類を紙に出力したものを含む。)の交付</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p>	<p>(5)～(58) 省略</p> <p><u>(59)</u> 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の様替に係る認定申請に対する審査1件につき27,000円</p> <p><u>(60)</u> 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく移転の認定申請に対する審査1件につき27,000円</p> <p><u>(61)</u> 建築基準法第6条第1項の規定による確認に係る台帳の写し(電磁的記録で保存されている台帳を紙に出力したものを含む。)又は台帳に記載した事項に関する証明書の交付1件につき500円。ただし、日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙又はカラーで交付する場合にあっては、この額に用紙代及び印刷代の実費を勘案して市長が定める額を加算した額とする。</p> <p><u>(62)</u> 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に関する書類の写し(電磁的記録で保存されている道路位置指定に関する書類を紙に出力したものを含む。)の交付</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p>

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p><u>(6.2)</u> 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項第1号に規定する建築計画概要書及び同項第5号に規定する処分等概要書、同項第2号に規定する築造計画概要書、同項第3号に規定する定期調査報告概要書、同項第4号に規定する定期検査報告概要書又は同項第6号に規定する全体計画概要書の写し(電磁的記録で保存されているこれらの書類を紙に出力したものを含む。)の交付 1件につき 500円</p> <p><u>(6.3)</u> 大津市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例(平成20年条例第6号)第3条第1項ただし書の規定に基づく特別用途地区内における建築許可申請に対する審査 1件につき 180,000円</p> <p><u>2.0</u>~<u>5.9</u> 省略</p> <p><u>6.0</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務</p> <p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査</p> <p>ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</p>	<p><u>(6.3)</u> 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項第1号に規定する建築計画概要書及び同項第5号に規定する処分等概要書、同項第2号に規定する築造計画概要書、同項第3号に規定する定期調査報告概要書、同項第4号に規定する定期検査報告概要書又は同項第6号に規定する全体計画概要書の写し(電磁的記録で保存されているこれらの書類を紙に出力したものを含む。)の交付 1件につき 500円</p> <p><u>(6.4)</u> 大津市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例(平成20年条例第6号)第3条第1項ただし書の規定に基づく特別用途地区内における建築許可申請に対する審査 1件につき 180,000円</p> <p><u>1.9</u>~<u>5.8</u> 省略</p> <p><u>5.9</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務</p> <p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査</p> <p>ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</p>

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行		改正後(案)	
(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの		(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	
床面積の合計	金額(1棟につき)	床面積の合計	金額(1棟につき)
300平方メートル未満のもの	231,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(次項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が、認定の申請に係る建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面(以下この表及び(イ)の表において「評価書面」という。)の添付がなされたものにあつては、14,000円)	300平方メートル未満のもの	231,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(次項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が、認定の申請に係る建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面(以下この表及び(イ)の表において「評価書面」という。)の添付がなされたものにあつては、14,000円)
(表 省略)	(表 省略)	(表 省略)	(表 省略)
(イ) 省略 イ 省略 ウ 省略		(イ) 省略 イ 省略 ウ 省略	

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として第19項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査</p> <p>前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として第19項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額</p>	<p>(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として第18項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査</p> <p>前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として第18項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額</p>

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(5) 省略</p> <p><u>6.1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>に基づく事務</p> <p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が基準省令第10条第1号に規定する工場等(以下この項において「工場等」という。)の用途以外の用途に供するものである場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの</p> <p>表 省略</p> <p>備考 床面積の合計は、当該建築物の非住宅部分の床面積(建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。)について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定するものとする。</p>	<p>(5) 省略</p> <p><u>6.0 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>に基づく事務</p> <p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が基準省令第10条第1号に規定する工場等(以下この項において「工場等」という。)の用途以外の用途に供するものである場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの</p> <p>表 省略</p> <p>備考 床面積の合計は、当該建築物の非住宅部分の床面積(建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。)について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定するものとする。</p>

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(イ) モデル建物の評価によるもの 表 省略</p> <p>備考 床面積の合計は、当該建築物の非住宅部分の床面積(建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。)について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定するものとする。</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの 表 省略</p>	<p>(イ) モデル建物の評価によるもの 表 省略</p> <p>備考 床面積の合計は、当該建築物の非住宅部分の床面積(建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。)について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定するものとする。</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの 表 省略</p>

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。</p> <p>(イ) モデル建物法の評価によるもの</p> <p>表 省略</p> <p>備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能</p>	<p>備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。</p> <p>(イ) モデル建物法の評価によるもの</p> <p>表 省略</p> <p>備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費</p>

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行		改正後(案)	
<p>確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定するものとする。</p> <p>ウ 省略</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(同法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査</p> <p>ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの</p>		<p>性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定するものとする。</p> <p>ウ 省略</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(同法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査</p> <p>ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの</p>	
床面積の合計	金額(1棟につき)	床面積の合計	金額(1棟につき)
300平方メートル未満のもの	230,000円(登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定の申請に係る建築物について、 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第35条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面(以下この表及び(イ)の表において「評価書面」という。)の添付がなされたものにあつては、12,000円)	300平方メートル未満のもの	230,000円(登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定の申請に係る建築物について、 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第35条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面(以下この表及び(イ)の表において「評価書面」という。)の添付がなされたものにあつては、12,000円)
(表 省略)	(表 省略)	(表 省略)	(表 省略)

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行		改正後(案)	
(イ) 省略 イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 (ア) 誘導性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき a 一戸建て住宅		(イ) 省略 イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 (ア) 誘導性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき a 一戸建て住宅	
床面積の合計	金額(1棟につき)	床面積の合計	金額(1棟につき)
200平方メートル未満のもの	43,000円(登録住宅性能評価機関が、認定の申請に係る建築物について、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第35条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面(以下このイにおいて「評価書面」という。)の添付がなされたものにあつては、6,000円)	200平方メートル未満のもの	43,000円(登録住宅性能評価機関が、認定の申請に係る建築物について、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第35条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面(以下このイにおいて「評価書面」という。)の添付がなされたものにあつては、6,000円)
(表 省略)	(表 省略)	(表 省略)	(表 省略)
b 省略 (イ) 省略 ウ 省略		b 省略 (イ) 省略 ウ 省略	

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(同法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として第19項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額</p>	<p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(同法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として第18項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額</p>
<p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査 第2号の規定により算定して得られる金額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、4,800円)。この場合(次号において算定する場合を含む。)において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)として算定するものとする。</p>	<p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査 第2号の規定により算定して得られる金額(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、4,800円)。この場合(次号において算定する場合を含む。)において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)として算定するものとする。</p>

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(5) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として<u>第19項第1号</u>の規定により算定して得られる額を合算した金額</p> <p>(6) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの</p>	<p>(5) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として<u>第18項第1号</u>の規定により算定して得られる額を合算した金額</p> <p>(6) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの</p>

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行		改正後(案)	
床面積の合計	金額(1棟につき)	床面積の合計	金額(1棟につき)
300平方メートル未満のもの	230,000円(登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定の申請に係る建築物について、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると評価した書面(これに準ずるものとして規則で定める書面を含む。以下この表及び(イ)の表において「評価書面等」という。)の添付がなされたものにあつては、12,000円)	300平方メートル未満のもの	230,000円(登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定の申請に係る建築物について、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると評価した書面(これに準ずるものとして規則で定める書面を含む。以下この表及び(イ)の表において「評価書面等」という。)の添付がなされたものにあつては、12,000円)
(表 省略)	(表 省略)	(表 省略)	(表 省略)
<p>(イ) 省略</p> <p>イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合</p> <p>(ア) 性能基準(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準並びに同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準をいう。)に適合するものとして認定を受けようとするとき</p> <p>a 一戸建て住宅</p>		<p>(イ) 省略</p> <p>イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合</p> <p>(ア) 性能基準(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準並びに同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準をいう。)に適合するものとして認定を受けようとするとき</p> <p>a 一戸建て住宅</p>	

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行		改正後(案)	
床面積の合計	金額(1棟につき)	床面積の合計	金額(1棟につき)
200平方メートル未満のもの	43,000円(登録住宅性能評価機関が、認定の申請に係る建築物について、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると評価した書面(これに準ずるものとして規則で定める書面を含む。以下このイにおいて「評価書面等」という。)の添付がなされたものにあつては、6,000円)	200平方メートル未満のもの	43,000円(登録住宅性能評価機関が、認定の申請に係る建築物について、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると評価した書面(これに準ずるものとして規則で定める書面を含む。以下このイにおいて「評価書面等」という。)の添付がなされたものにあつては、6,000円)
(表 省略)	(表 省略)	(表 省略)	(表 省略)
b 省略 (イ) 省略 ウ 省略		b 省略 (イ) 省略 ウ 省略	

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(7) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査 第1号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積(建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。)の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)として算定するものとする。</p> <p>(8) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査 第2号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)として算定するものとする。</p> <p>附則 省略</p>	<p>(7) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査 第1号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積(建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。)の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)として算定するものとする。</p> <p>(8) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査 第2号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)として算定するものとする。</p> <p>附則 省略</p>